

白糠町地域防災計画

第 3 章

災害情報通信計画

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象予警報等及び災害情報の通報、収集及び地域住民への伝達が円滑、迅速、確実に実施されるよう関係機関が相互に協力して万全を期するための事項は、本計画の定めるところによる。

第1節 気象予警報等伝達計画

1 伝達を要する気象予警報等の種類及び発表基準

伝達を要する気象予警報等は次のとおりであるが、伝達はいくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみ行うものとする。

気象業務法（昭和27年6月2日 法律第165号）に基づいて発表される気象予警報等の基準（市町村ごと）や気象情報及び同法に定める地震動警報等、津波警報等、津波予報、また、地震津波業務規則に基づく地震・津波に関する情報（全国同一）の区分は、次のとおりである。

(1) 気象等注意報・警報・特別警報

ア 注意報発表基準

発表官署・細分区域 注意報名	発表官署	釧路地方気象台	
	担当地域	釧路地方	
	一次細分区域	釧路地方	
	二次細分区域	白糖町	
	市町村をまとめた地域	釧路南西部	
風雪(平均風速)	陸上 10m/s、海上 15m/s		
	雪による視程障害を伴う		
強風(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s		
波浪(有義波高)	3.0m		
高潮(潮位)	0.9m		
大雨(指数)	表面雨量指数 6		
大雨(指数)	土壌雨量指数 81		
洪水(指数)	流域雨量指数 茶路川流域=26.2 庶路川流域=26.7 和天別川流域=13.8 コイトイ川流域=10.7		
	複合基準 *1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。	和天別川流域＝ (5, 13.2)	
大雪(降雪の深さ)	12 時間降雪の深さ 20cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合		
乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%		

第3章 災害情報通信計画

濃霧(視程)		200m
なだれ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上
低温	4～10 月	(最高気温) 平年より 8℃以上低い日が 2 日以上継続
	11～3 月	(最低気温) 平年より 7℃以上低い
霜		最低気温 3℃以下
着氷(船体着氷)		水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8 m/s 以上
着雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
融雪		24 時間雨量と融雪量(相当水量)合計 60mm 以上

- ※ 1 注意報は、災害が起こるおそれのあるときに、注意を呼びかけて行う予報である。
2 この注意報の基準の数値は、釧路地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

イ 警報発表基準

発表官署・細分区域 警報名	発表官署		釧路地方気象台
	担当地域		釧路地方
	一次細分区域		釧路地方
	二次細分区域		白糠町
	市町村をまとめた地域		釧路南西部
暴風雪(平均風速)		陸上 18m/s、海上 25m/s 雪による視程障害を伴う	
暴 風(平均風速)		陸上 20m/s、海上 25m/s	
波 浪(有義波高)		6.0m	
高 潮(潮位)		1.1m	
大雨(指数)	浸水害	表面雨量指数 8	
大雨(指数)	土砂災害	土壌雨量指数 140	
洪水(指数)		流域雨量指数 茶路川流域=34.3 庶路川流域=33.1 和天別川流域=17.3 コイトイ川流域=13.4	
大雪(降雪の深さ)		12 時間降雪の深さ 40cm	

- ※ 警報は、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、警戒を呼びかけて行う予報である。

第3章 災害情報通信計画

ウ 特別警報発表基準

現象の種類	概要
大 雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴 風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大 雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

(2) 釧路・根室地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

釧路・根室地方で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、釧路・根室地方気象情報の一種として発表する。

釧路・根室地方の発表基準は次のとおり。

記録的短時間大雨情報（1時間雨量）	80mm
-------------------	------

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

※ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※ 大雨警報(浸水害)の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

※ 洪水警報の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

(4) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、本部長（町長）が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同して発表する防災情報である。

本部長（町長）は、釧路総合振興局と釧路地方気象台からの土砂災害警戒情報及び雨量情報や、住民からの土砂災害前兆現象、近隣の災害発生情報等を速やかな避難対策に活用するものとする。

なお、これを捕捉する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、釧路・根室地方に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

※ 高解像度降水ナウキャスト(竜巻発生ナウキャスト)：

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad>

(6) 地震動警報関係

ア 地震動警報等の種類

種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する緊急地震速報（注） なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する緊急地震速報

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 当町が該当する緊急地震速報で用いる区域名称

第3章 災害情報通信計画

都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名
北海道	北海道道東	釧路地方中南部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町 標茶町、鶴居村、白糠町

(7) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

イ 津波警報等の種類・発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等 種類	発表基準	津波の高さ 予測の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合に取りべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高いところで1mを超え3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

※ 津波警報等に用いる予報区域は、第6章 地震・津波対策計画に記載

(8) 地震・津波に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

情 報 の 種 類	発 表 基 準	発 表 内 容
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の地震データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※ 震度情報に用いる区域名称は、第6章 地震・津波対策計画に記載

(9) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合、その時刻や高さを発表。 津波に関するその他必要な事項を発表。

第3章 災害情報通信計画

(10) 防災気象情報と警戒レベル

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)

～～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～～

4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※1	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認する	大雨・洪水注意報
1	今後気象 状況の悪化の おそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合せたり、自主的に避難

注1) 避難情報の発令は、町が総合的に判断して発令をするものであり、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令をしない場合もある。

2 気象予警報等の伝達系統

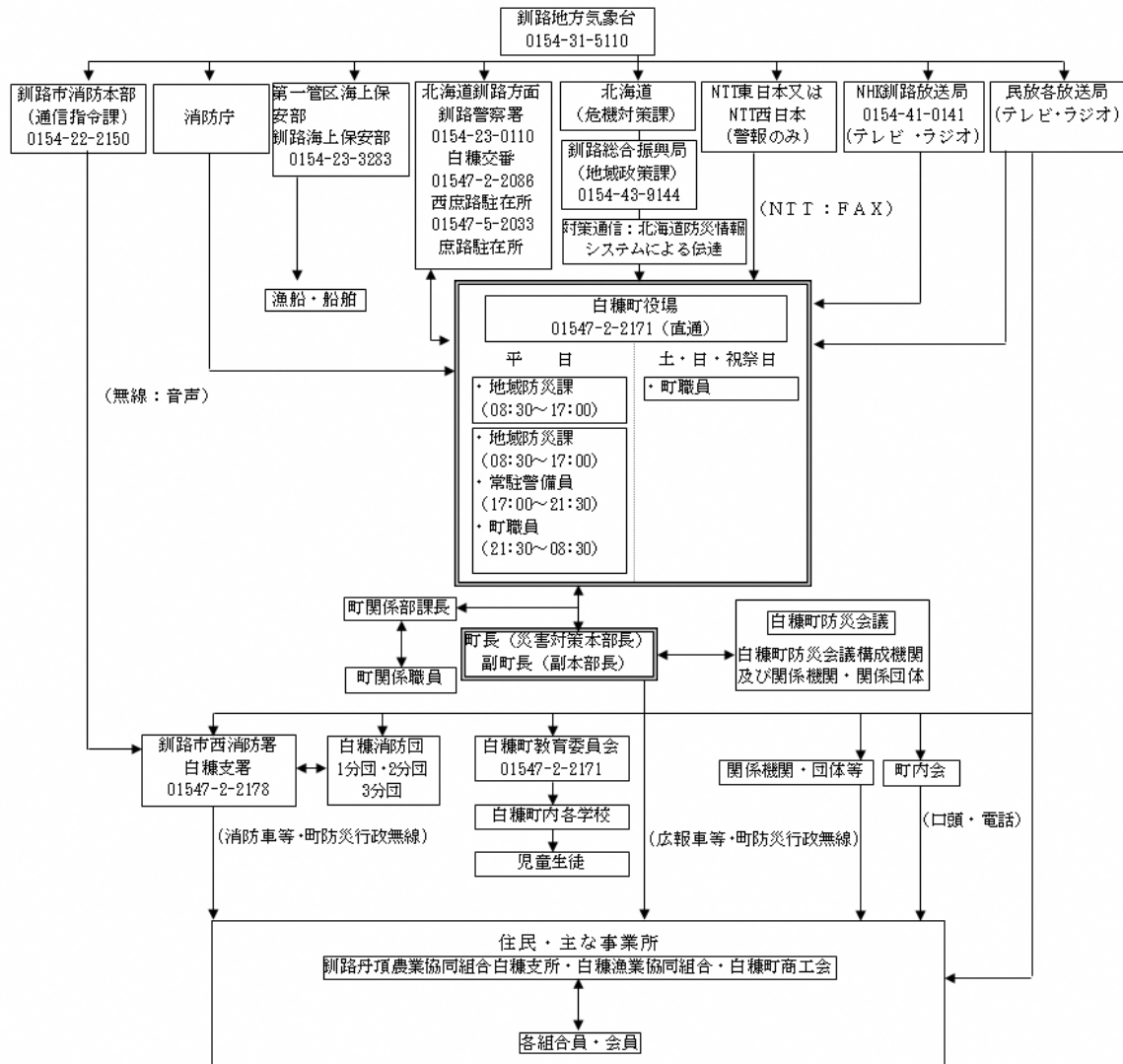
気象官署の発表する気象予警報等及び道（釧路総合振興局）が発表する対策通報等を受けたときは、次の別図1「気象予警報等伝達系統図」により、電話、その他最も有効な方法により関係者、機関等に通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象予警報等は、通常の勤務時間中は地域防災課が、勤務時間外の午後9時30分までは常駐警備員、午後9時30分以降及び土・日・祭日は、町職員が受理する。
- (2) 町職員、常駐警備員が気象予警報等を受理した場合は、地域防災課長に連絡し、地域防災課長は町長並びに副町長に連絡の上その対応についての指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び地域住民に対し、気象予警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

第3章 災害情報通信計画

別図 1

気象予警報等伝達系統図



3 気象予警報等の伝達方法

気象官署の発表する気象・水防等に関する気象予警報等の伝達方法は、前掲の別図1「気象予警報等伝達系統図」によるが、気象予警報等の通報を迅速かつ的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署等から通知された気象・水防等に関する気象予警報等又は道（釧路総合振興局）が発表する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、別表1の伝達責任者が、電話、その他最も有効な方法により関係課長等及び別表2の関係機関、団体、学校及び一般住民に対し気象予警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

(2) 夜間、休日、祝祭日等における気象予警報等の取扱い

夜間、休日、祝祭日等に、町職員、常駐警備員が気象予警報等を受けたときは、地域防災課長へ連絡する。

なお、地域防災課長に連絡がつかない場合は、下記の担当者へ連絡する。

ア 地域防災課長へ連絡がつかない場合は順次下記の担当者へ連絡する。

第1連絡先 地域防災課長（以下、連絡がつかない場合は、次の順による。）

地域防災課主幹・地域防災係長・専門員→企画総務部長→副町長→町長。

なお、町職員、常駐警備員が速やかに連絡がとれるよう、緊急連絡先担当者の電話番号等を掲示しておくものとする。

(3) 町職員、常駐警備員が地域防災課長へ連絡する気象予警報等について

ア 気象等警報及び特別警報

暴風雪、暴風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪

イ 気象等注意報

強風、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷（船体）、着雪、融雪

（上記の気象注意報の内、数時間後に警報に切り替わるおそれがある旨の連絡があるものに限る。対象となる注意報は強風、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪となる。）

ウ 土砂災害警戒情報

エ 記録的短時間大雨情報

オ 津波警報、注意報

カ 津波予報

キ 地震・津波に関する情報

ク その他特に重要と認められる各種情報

第3章 災害情報通信計画

別表1

気象予警報等の伝達責任者一覧表

伝達責任者	伝達先	伝達方法	備考
地域防災課長	一般住民・事業所等 庁内各課長等 関係機関・町内会長 釧路西消防署白糠支署 白糠消防団	白糠町防災行政無線(同報系・ 移動系)・口頭・電話・FAX ・電子メール・文書・庁内放 送・広報車・同報系・移動系防 災無線	
健康こども課長	認定こども園等 児童福祉施設	口頭・電話・FAX・電子メー ル・文書	
教育委員会 管理課長	町内小・中・高等学校 その他文教施設	〃	

別表2

関係機関等の連絡先一覧表

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡 方法
陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊	第三科 警備幹部	〒088-0604 釧路町別保112番地	電話:0154-40-2011 FAX :0154-40-2011	
釧路海上保安部	警備救難課	〒085-0022 釧路市南浜町 5番9号 釧路港湾合同庁舎	電話:0154-23-3283 FAX :0154-32-2580	
北海道開発局 釧路開発建設部	防災課	〒085-8551 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	電話:0154-24-7000 直通:0154-24-7364 FAX :0154-25-9022	
釧路地方气象台		〒085-8586 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	(平日日中) 電話:0154-31-5146 FAX :0154-31-5147 (24時間対応) 電話:0154-31-5110 FAX :0154-32-0682	
北海道運輸局 釧路運輸支局	総務企画担当	〒084-0906 釧路市鳥取大通 6丁目2番13号	電話:0154-51-2522 FAX :0154-51-0124	
北海道財務局 釧路財務事務所	総務課	〒085-8649 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	電話:0154-32-0701 FAX :0154-25-1561	
北海道農政事務所 釧路地域拠点	防災窓口担当	〒085-0017 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	電話:0154-23-4401 FAX :0154-23-4404	

第3章 災害情報通信計画

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	総務課	〒085-0825 釧路市千歳町 6番11号	電話:0154-41-7126 FAX :0154-41-7127	
北海道釧路総合振興局	地域創生部 地域政策課	〒085-8588 釧路市浦見 2丁目2番54号	電話:0154-43-9144 FAX :0154-42-2116	
釧路総合振興局保健環境部保健行政室	保健福祉 企画課	〒085-0826 釧路市城山 2丁目4番22号	電話:0154-65-5811 FAX :0154-65-5352	
釧路総合振興局 釧路建設管理部	事業課	〒085-0006 釧路市双葉町6番10号	電話:0154-23-1568 FAX :0154-23-1570	
十勝総合振興局 森林室	管理課	〒089-5612 浦幌町字東山町 10番23号	電話:015-576-2165 FAX :015-576-2824	
白糠町教育委員会	管理課	〒088-0392 白糠町西1条 南1丁目1番地1	電話:01547-2-2171 FAX :01547-2-4659	
釧路市消防本部 通信指令室	通信指令課	〒085-0022 釧路市南浜 4番8号	電話:0154-22-2150 FAX :0154-23-0429	
釧路市西消防署 (白糠支署)	白糠支署長	〒088-0301 白糠町東1条 南3丁目2番地20	電話:01547-2-2178 FAX :01547-2-3494	
白糠消防団	事務局 白糠町地域防災課	〒088-0392 白糠町西1条 南1丁目1番地1	電話:01547-2-2171 FAX :01547-2-4659	
北海道釧路方面 釧路警察署	警備課	〒085-0018 釧路市黒金町 10丁目5番地1	電話:0154-23-0110 FAX :0154-23-0090	
白糠交番		〒088-0302 白糠町東2条 南2丁目2番地17	電話:01547-2-2086	
西庶路駐在所		〒088-0573 白糠町西庶路東1条 北2丁目1番地1	電話:01547-5-2033	
庶路駐在所		〒088-0567 白糠町庶路 1丁目3番地33	電話:01547-5-2151	

第3章 災害情報通信計画

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
白糠郵便局	局長	〒088-0399 白糠町西1条 南3丁目1番地1	電話:01547-2-2217 FAX :01547-2-5429	
西庶路郵便局	局長	〒088-0573 白糠町西庶路東1条 北2丁目1番地33	電話:01547-5-2110 FAX :01547-5-3459	
庶路郵便局	局長	〒088-0567 白糠町庶路 2丁目4番地1	電話:01547-5-2260 FAX :01547-5-2694	
日本放送協会 釧路放送局	企画編成	〒085-8660 釧路市幣舞町3番8号	電話:0154-41-9191 FAX :0154-42-3719	
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社釧路駅	釧路駅長	〒085-0015 釧路市北大通 14丁目5番地	電話:0154-24-3176 FAX :0154-22-0933	
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (委任機関～株式会社 NTT東日本ー北海道 釧路支店)	北海道事業部 設備部災害対策室 釧路支店	〒060-0001 札幌市中央区 北1条西4丁目 NTT大通4丁目ビル内 〒085-8501 釧路市黒金町9丁目 NTT黒金ビル	電話:011-212-4466 FAX :011-222-9254 電話:0154-21-3203 FAX :0154-32-5442	
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店	企画総務グループ	〒085-0814 釧路市緑ヶ岡 5丁目6番9号	電話:0154-47-0036 FAX :0154-47-0032	
社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会	事務局	〒088-0331 白糠町東1条 北1丁目1番地9	電話:01547-2-2042 FAX :01547-2-2042	
日本赤十字社 北海道支部 白糠町分区	白糠町役場 福祉課 社会福祉係	〒088-0392 白糠町西1条 南1丁目1番地1	電話:01547-2-2171 FAX :01547-2-4659	
一般社団法人 釧路市医師会 (委託)セセッカ診療所	事務局 事務局	〒085-0836 釧路市幣舞町 4番30号 〒088-0572 白糠町西庶路西1条 南3丁目3番地28	電話:0154-41-3626 FAX :0154-41-1116 電話:01547-5-8288 FAX :01547-5-8277	
くしろ西森林組合	総務課	〒088-0125 釧路市音別町 共栄1丁目22番地	電話:0157-6-2515 FAX :0157-6-3037	

第3章 災害情報通信計画

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
釧路丹頂農業協同組合 白 糠 支 所	営 農 販 売 課	〒085-0393 白糠町茶路基線 20番地1	電話:01547-2-2235 FAX :01547-2-2238	
白 糠 漁 業 協 同 組 合	総 務 部	〒088-0304 白糠町岬1丁目 2番地42	電話:01547-2-2221 FAX :01547-2-5518	
日 本 水 難 救 済 会 白 糠 救 難 所	事 務 局	〒088-0304 白糠町岬1丁目 2番地42	電話:01547-2-2221 FAX :01547-2-5518	
白 糠 町 商 工 会	事 務 局	〒088-0301 白糠町東1条 南2丁目1番地24	電話:01547-2-2345 FAX :01547-2-5439	

第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集、伝達等を迅速かつ確実に行うための通信方法等は、本計画の定めるところによる。

1 通信方法

災害時における通信方法は、NTT東日本電信電話株式会社のNTT回線等の電話（携帯電話を含む）によることを原則とする。

一般用電話回線が使用不能となった場合は、無線、携帯電話及び他の優先通信施設を使用する。

また、住民に対する広報等については、報道機関への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物などあらゆる広報媒体と組み合わせ、迅速かつ適切な通信手段をもって速やかに連絡、伝達、広報を行い、誤報等による混乱防止に万全を期するものとする。

2 災害時優先電話の利用

災害等が発生した場合、被災地等に電話が集中し電話がかかりにくくなるため、一時的に一般用電話回線の発信を規制するため、NTT東日本電信電話株式会社の承認を受け、次の電話回線を災害時優先電話として使用する。

No	設置施設名	電話番号	設置施設住所
1	白糠町役場(代表組01)	0154722176	西一条南1丁目1-1
2	白糠町役場(代表組02)	0154722177	西一条南1丁目1-1
3	社会福祉センター(代表組/FAX)	0154722288	東三条南1丁目1-18
4	白糠町総合給食センター	0154722656	和天別139-1
5	茶路小中学校	0154722797	マカヨ1-1
6	白糠小学校(代表:0154722828)	0154722989	西二条南3丁目1
7	白糠小学校	0154723460	西二条南3丁目1
8	白糠中学校(代表:0154722825)	0154724239	西五条北2丁目1-2
9	縫別自然の家	0154727537	茶路基線192-1
10	庶路支所(代表:0154752030)	0154752093	西庶路東二条南2丁目2-31
11	庶路子ども園(代表)	0154758250	西庶路学園通1丁目1
12	庶路学園(代表)	0154758255	西庶路学園通1丁目1
13	庶路分遣所	0154752022	庶路1丁目5-21
14	西庶路分遣所	0154752230	西庶路西一条北2丁目1-38
15	白糠浄水場	0154724800	西二条北11丁目1-5
16	茶路浄水場	0154727353	茶路増画基線64-3
17	中庶路日の出飲用水供給施設	0154753512	庶路基線68-11
18	衛星電話	080-1886-4897	
19	携帯電話	080-1972-9433	

※ 災害時優先電話は、緊急時の発信に限られ受信はできない。

3 無線通信施設の利用

気象等情報、予警報の収集、伝達及び災害、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防若しくは住民の救援、交通、通信の確保のため利用するほか、一般用電話回線（携帯電話含む）、災害時優先電話等使用不能の場合は、次の無線通信施設を使用する。

無線通信施設

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	通信の相手先等
北海道総合行政情報ネットワーク	北海道	白糠町役場 (地域防災課)	北海道・道内市町村他関係機関との相互通話及びFAX送受信
白糠町行政無線	白糠町	白糠町役場 (地域防災課)	移動系無線 基地局（白糠町役場地域防災課）と移動局（携帯型、車載型）無線機との相互通信 同報系・移動系防災無線 基地局（白糠町役場地域防災課）と野外拡声器などへの一斉送信
消防無線	釧路市消防本部	釧路市西消防署 白糠支署	消防無線 基地局（白糠支署）、移動局（携帯型、車載型）及び固定局無線機との音声による相互通信
警察行政無線	釧路方面 釧路警察署	釧路方面 釧路警察署	警察業務用無線
白糠漁業協同組合無線	白糠漁業協同組合	白糠漁業協同組合	漁協無線

4 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれのある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出た場合は、次のとおりとする。

（ア） 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ） あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ） 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱い通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

5 通信途絶時の連絡方法

1及び3に掲げる各通信施設等（有線・無線通信施設等）が使用不能の場合、又は著しく困難なときは、徒歩、自転車、車両等の利用等最も早く、正確に情報指示等伝達できると思われる方法により連絡するものとする。

また、衛星携帯電話の導入、アマチュア無線の導入利用も考慮し、臨機応変な措置を講ずる。

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から本節1及び2、3の各通信施設をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機の貸出

イ 無線局の免許等の臨機措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに訴求処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受け希望日及び機関

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策室(直通電話)011-747-6451

6 災害通信整備計画

- (1) 情報通信手段の施設は、平時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取り扱い及び機器の使用方法確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (3) 耐災性に優れる衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における服装の回避に留意し、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備、運用を図る。
- (4) 災害時の情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所を様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努める。

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の円滑かつ迅速な実施のため必要な、災害に関する情報、被害状況等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、速やかに関係機関、地域住民等に伝達する。

また、災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性の確保に留意する。

1 災害、異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

白糠町内等において、災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに白糠町役場（町職員、常駐警備員）、釧路市西消防署（白糠支署員）、白糠消防団、釧路警察署（町内交番・駐在所含む）、釧路海上保安部又は町内会長のうち、最も近いところか、連絡の取りやすいところへ通報するものとする。

発見者から通報を受けた白糠町役場（町職員、常駐警備員）、警察官、釧路市消防本部（白糠支署員）、白糠消防団、釧路海上保安部、町内会長は、直ちに受理した内容を相互に通報、伝達しあい、情報の共有化を図ることとする。

(2) 町から各関係機関及び住民への周知、広報について

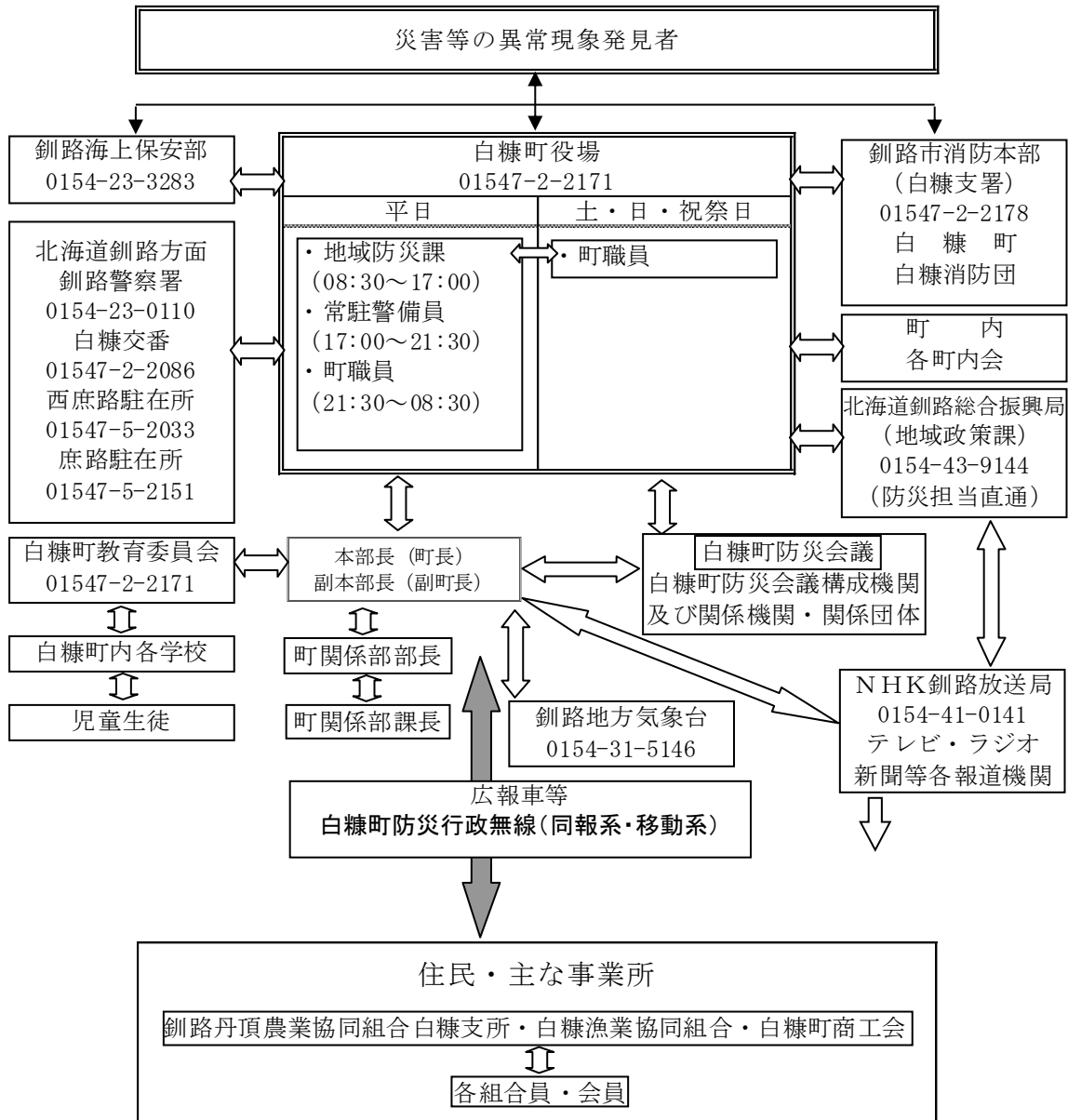
ア 災害等の異常現象の通報を受理した町職員、常駐警備員は、速やかに、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係員のいずれかへ報告し、その指示により応急の対策をとることとする。

イ 報告を受けた、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係は、速やかに町長、副町長へ連絡するとともに、町長、副町長の指示に基づき、災害の規模、内容等により必要に応じ、町関係各課長等へ連絡、調整するとともに、知事（釧路総合振興局長）、釧路地方気象台等の関係機関に通報、伝達しなければならない。

あわせて、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車等、報道機関利用等により、住民等へ周知するものとし、関係者、関係機関、住民等への通報、伝達及び周知方法等の系統は、別図による。

別図

災害情報等連絡系統図



2 地区別情報連絡員

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期するため、各地区の町内会長等を地区別情報連絡員とする。

各地区の町内会長等は、日頃から地域の住民と協力して防災に努めるとともに、災害が発生した時は、直ちに町役場又はその他関係機関に通報、連絡するものとする。

(1) 地区別情報連絡員の任務

- ア 地区内の防災に関する情報の通報、連絡
- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力
- ウ 災害時応急対策への協力
- エ 被害状況調査等への協力

3 災害情報等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講じるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、又は通信の途絶により知事（釧路総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。また、関係がある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

(1) 情報の収集

被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査、情報収集は、各部が所管事項について責任を持って行い、「災害状況個別調査書」別表1により調査し、企画総務対策部へ随時報告する。企画総務対策部は各部から随時報告されたものを集計し、常に災害情報等を把握しておく。

また、災害情報等の調査、情報収集にあたって必要な時は、関係地区の情報連絡員（町内会長等）を通じて迅速に調査、情報収集するものとする。

(2) 情報の報告

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次の「災害情報等報告取扱要領」に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

第3章 災害情報通信計画

(3) 消防庁連絡先（被害状況等の報告）

本部長（町長）は、通信の途絶等により知事（釧路総合振興局）に報告することができない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

【通常時】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5353-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	6-90-49013	6-90-49102
	FAX	6-90-49033	6-90-49036
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

注1 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

注2 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本等をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	電話	6-90-49175
	FAX	6-90-49036
	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

4 災害情報等報告取扱要領

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住宅被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、当町が軽微であっても釧路管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、当町地域において震度5弱以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他、特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表2の様式により速やかに報告するものとする。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表3の様式により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表3の様式により報告する。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告する。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表3の様式により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書（別表3）により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

5 災害情報等報告責任者

災害情報等報告責任者は地域防災課長、その代理者には地域防災課主幹をあてるものとする。

第3章 災害情報通信計画

別表1

災害状況個別調査書

		年 月 日		NO			
災害発生日時		年 月 日		時 分 頃			
被害場所							
被災の種類							
被害 の 状 況		被害の程度	被世帯主氏名		住 宅 区 分		
	住宅	全壊・全焼 流出・埋没	(年齢)		自宅	借家	
		半壊・半焼 半流出・半埋没			世帯区分 (人)		
		一部破損	被害内容				
		床上浸水					
		家 屋					建設費
		(築年)	千円	m ²	円		
	人的	死 亡	氏 名			性 別	年 齢
			死亡日 年 月 日			男・女	
		負 傷	負傷者		入院 ・ 期間 通院	月 日	
			病院名				
			負傷名			月 日	
備 考							
調査員職員氏名							

第3章 災害情報通信計画

別表2

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時	現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者			受 信 者	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1)災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2)災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

第3章 災害情報通信計画

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	自 主 避 難	地区名		避難場所		人数	日時	
		高 齢 者 等 避 難							
		避 難 指 示							
	(4) 自衛隊派遣要請の状況								
	(5) その他措置の状況								
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員			(イ) 主な活動状況				
		市町村職員	名						
		消防職員	名						
		消防団員	名						
その他(住民等)		名							
計		名							
その他	(今後の見通し等)								

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第3章 災害情報通信計画

別表3

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時			災害の原因		
災害発生場所			白糠町		
報告の期限			発受信日時		
発信機関			受信機関		
発信者			受信者		
項目		件数	被害金額(千円)	項目	
人的被害	死者		1 氏名	農業被害	共同利用施設
	行方不明		2 性別		営農施設
	重傷		3 年令		畜産被害
	軽傷		4 原因		その他
	計				計
住家被害	全壊	棟数		土木工事	河川
		世帯数			海岸
		人員			砂防設備
	半壊	棟数			道路
		世帯数			橋梁
		人員			小計
	一部破損	棟数		市町村工事	河川
		世帯数			道路
		人員			橋梁
	床上浸水	棟数			
		世帯数			小計
		人員		港湾漁港下水道公園崖くずれ	港湾
	床下浸水	棟数			漁港
		世帯数			下水道
		人員			公園
	計	棟数			崖くずれ
		世帯数			
		人員			計
	全壊	公共建物		漁船	沈没流出
		その他			破損
					計
	半壊	公共建物		漁港施設	
		その他		共同利用施設	
	計	公共建物		その他施設	
		その他		漁具（網）	
農業被害	農地ha	田		水産製品	
		畑		その他	
	農作物ha	田			
		畑		計	
	農業用施設				

第3章 災害情報通信計画

項 目			件 数	被害金額 (千円)	項 目		件 数	被害金額 (千円)
林業被害	町有林	林 地			公被 立 文 教 害	小 学 校		
		治山施設				中 学 校		
		林 道				高 校		
		林 産 物				その他文教施設		
		そ の 他				計		
		小 計				社 会 教 育 施 設		
	一般民有林	林 地			社 社 会 施 福 設等	公 立		
		治山施設				法 人		
		林 道				計		
		林 産 物			そ の 他	都 市 施 設		
		そ の 他(町有林)				空 港		
		小 計				ブロック塀等		
	計					電 話		
	衛生被害	水 道				そ の 他	電 気	
病 院		公 立			ガ ス			
		個 人			罹災世帯数			
一般廃棄物処理施設				火災発生(建 物)				
火 葬 場				火災発生(危険物)				
計				火災発生(その他)				
商工被害	商 業				そ の 他			
	工 業							
	そ の 他							
	計					被 害 総 額		
参 考	異常現象等の状況							
	交通・通信・水道等の状況							
	応急対策出動人員(延)		市町村職員 名 消防職員 名 消防団員 名 その他(住民等) 名					

摘 要

○公共施設被害市町村数＝_____市町村

○応急対策の状況

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難情報の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

別表 4

被害想定判断基準

被害区分		判定基準
①人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災 害 関 連 死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄(2)(3)を参照。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
② 住家被害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないものである。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋りょう、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
⑤ 土 木 被 害	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋りょう	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
⑦ 林 業 被 害	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水 道 （戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 （戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 （戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス （戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

